

# 2028年技能五輪国際大会 PR 映像制作業務委託仕様書

## 1 業務名

2028年技能五輪国際大会 PR 映像制作業務

## 2 業務概要

2028年11月に第49回技能五輪国際大会（以下「WSA 2028」という。）が愛知県で開催される。開催に先立ち、中国・上海市で開催される第48回技能五輪国際大会（以下「WSS 2026」という。）閉会式における次回大会プレゼンテーション、日本ブース、次回開催国レセプション、WorldSkills International 総会等において、次回開催国・地域である日本・愛知の魅力発信及び来訪への気運醸成を図ることを目的に、PR映像を上映する。

本業務では、そのPR動画の制作を行う。

### <技能五輪国際大会の概要>

- ・原則22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的に隔年で開催。幅広い職種を対象とする、唯一の世界レベルの技能競技大会。
- ・国際大会はWorldSkills International（以下「WSI」という。）により運営されており、89か国・地域が加盟（2025年10月時点）。

### <第48回技能五輪国際大会（WorldSkills Shanghai 2026）の概要>

- 概要 71のWSI加盟国・地域などから1,500人程度の選手が参加し、64職種で開催される。
- 会期 2026年9月22日(火)～9月27日(日)
  - 開会式 9月22日(火)
  - 競技 9月23日(水)～9月26日(土)
  - 閉会式 9月27日(日)
- 会場 競技会場 国家会展中心上海  
The National Exhibition and Convention Center Shanghai  
開閉会式会場 上海世博文化中心 Shanghai World Expo Cultural Center

## 3 業務内容

視聴後に、日本・愛知に対する理解が深まり、当地で大会が開催されることへの期待感を高め、来訪意欲を喚起するような動画を制作するとともに、今後、当契約とは別にPR動画作成できるよう素材となる映像の撮影をWSS 2026で行う。

(1) 動画制作

①動画の制作にあたっては、事前打合せ、シナリオ作成、撮影・編集、ナレーション収録、テロップ挿入その他動画の制作に係る一切の業務を行うこと。

②別途提供する「BRANDBOOK WORLDSKILLS AICHI 2028」の規定に従って、ロゴやシンボルマーク等を使用すること。

③動画の仕様については、以下のとおりとする。

制作本数・長さ・用途…

3～4分程度1本【WSS 2026 閉会式】

2～3分程度1本【競技会場内日本ブース】

【WSS 2026 次回開催国レセプション】 ※共通利用

3～4分程度1本【WSI 総会】

解像度…フルハイビジョン（1,920×1,080 ピクセル）以上

アスペクト比…16：9

形式…MP4（最終的な納品形式は、受託者において、主催者に確認の上、指定された形式でも提出すること。）

ナレーション言語…英語

テロップ言語…英語版及び日本語版

④動画の内容については、以下の点に留意すること。

- ・ 制作した動画は、WSS 2026 閉会式等において、参加者に向けて上映される他、今後 WSA 2028 の開催に向け広報等で活用するなど、長期にわたり使用されるものである。また、YouTube や WSA 2028 公式ウェブサイト等においても公開することを予定している。
- ・ 視聴者について、WSS 2026 閉会式は WSI 加盟国役員・選手・競技役員・一般来場者等、日本ブース（100 m<sup>2</sup>）は WSI 加盟国役員・選手・競技役員・一般来場者等、WSS 2026 次回開催国レセプションは WSI 加盟国役員等約 200 名、WSI 総会（WSS 2026 期間中に開催）は WSI 加盟国役員等である。
- ・ 日本・愛知をあまり認知していない視聴者はもちろん、愛知を含む日本について見識のある視聴者に対しても新しい学びや発見を提供できる内容とすること。
- ・ 日本における愛知の地理的・歴史的特徴、そこから生まれた当地が誇る伝統、文化、ものづくりをはじめとした産業などを盛り込んだ内容とするとともに、次回開催地としての期待感や来訪意欲を高めるため、「観光」「自然」「人・モノ」「グルメ」等当地の魅力をアピールできるものとすること。ただし、愛知を中心に PR するものであるが、同時に次回開催国としての PR 動画であることも意識し、日本を PR する要素も盛り込むこと。
- ・ WSS 2026 閉会式や WSI 総会会場等で上映されるものであることを意識し、単なる紹介動画ではなく、趣向を凝らした演出等により視聴者の印象に残るものとなるよう

工夫すること。

- ・ テロップ等英語の翻訳に当たっては、ネイティブチェックを必ず行うこと。
- ④動画の制作に当たっては、主催者等との調整を行うこと。
- ・ 受託者決定後速やかに動画のアイデアをまとめたドキュメント（日本語・英語）を作成し、組織委員会及び WSI 等の承認を得てから動画の制作に取りかかること。
  - ・ 事前審査を受けるため、WSS 2026 閉会式上映用の動画については7月24日（金）までに組織委員会、7月31日（金）までに WSI 等に提出すること。それ以外の動画については8月6日（木）までに組織委員会、8月14日（金）までに WSI 等に提出すること。
  - ・ WSI 等による事前審査の結果、内容やシナリオ等に修正が生じた場合は、組織委員会と相談の上、修正すること。
  - ・ WSI 等との打合せは英語となるため、通訳を設けて対応すること。組織委員会職員も打合せに同席する。また、打合せや会議を行った場合は議事録を作成し、都度組織委員会に報告すること。
  - ・ 動画の納品形式について、受託者において、WSS2026 組織委員会に確認すること。

## （2）素材映像撮影

今後 PR 動画を作成するための素材として、WSS2026 の競技風景、開閉会式等を撮影すること。

### ①想定する内容は、以下のとおり。

- ・ 競技風景（競技会場全景、選手全体、選手アップ、選手手元・視線・表情、道具、観客）
- ・ 開会式（会場の様子、各国選手団の入場、アトラクション、WSI 会長挨拶、WS 旗の掲揚等）
- ・ 閉会式（表彰、選手の笑顔、フラッグリレー、次回大会プレゼンテーション）
- ・ 併催イベント等（カンファレンス、エクスカージョン、歓迎レセプション、メディアセンター、参加国展示、主催国展示、スポンサー展示、TRY-A-SKILL、開催国レセプション、日本展示ブース、商談・交流風景、さよならパーティ等）
- ・ ボランティア、一校一国プログラムの様子
- ・ 会場の装飾物 等

### ②素材映像の撮影に当たっては、主催者等との調整を行うこと。

- ・ 撮影にあたり、組織委員会と協議の上、事前に WSS2026 組織委員会や施設管理者等と必要な調整を行うこと。
- ・ 開会式・閉会式等、WSS2026 へのメディア登録が必要な場合があるので、確実に撮影ができるように、受託者において手配すること（短期ジャーナリストビザの取

得手続きも含む)。

- ・主催者との打合せ・調整は英語となるため、業務遂行に十分なレベルの英語対応可能な担当者（または通訳）を設けて対応すること。
- ③撮影した素材映像については、委託期間中を含め、本事業以外の目的に使用することはできない。

#### 4 契約期間

契約締結日から 2026 年 10 月 30 日（金）まで

#### 5 成果物・納品先

##### 【成果物】

##### (1) 動画制作

- ・計画書 1 部及び電子データ（Word 形式）  
制作趣旨等を踏まえ動画のストーリー、シナリオ構成、画面構成方法等動画制作のため必要な計画書を作成し、提出すること。
- ・ナレーション及び字幕原稿 1 部及び電子データ（Word 形式）  
計画書に基づき、原稿を制作すること。
- ・動画データ 1 式（MP4 形式）  
制作した動画（日中を含む世界各国で閲覧できるように、NTSC 形式及びPAL 形式に対応すること。また、受託者で調整の結果、主催者指定形式がある場合、それにも従うこと）の電子データを、事務局が別途指定する方法で提出すること。
- ・再生用 DVD 2 枚×3 種類  
制作した動画を、一般的なプレイヤー（DVD プレイヤー及びパソコンの両方でブルーレイディスク化も対応すること）で再生可能な形で DVD に保存し、提出すること。

##### (2) 素材映像撮影

- ・WSS2026 で撮影した映像のデータ 1 式（世界各国で閲覧できるように、NTSC 形式及びPAL 形式に対応すること）の電子データを、事務局が別途指定する方法で提出すること。

【納期】(1) 動画 2026 年 9 月 16 日（水）

(2) 素材映像 2026 年 10 月 30 日（金）

【納品先】 一般財団法人 2028 年技能五輪国際大会日本組織委員会  
(東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル 7 階)

#### 6 権利の帰属等

##### (1) 著作権の帰属

- ① 動画制作等のために撮影・収録・制作等された素材並びに成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。）は組織委員会に無償で譲渡されるものとする。
- ② 受託者は、組織委員会及び第三者に対し、動画データに関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

## (2) 権利処理

- ① 動画データ等に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び製作者、カメラマン等動画データの制作に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、動画データの著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で組織委員会のみにも帰属するよう措置すること。
- ② 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用を含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

## 7 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に組織委員会と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、関係する法令を遵守し、適正に業務を執行すること。
- (3) 業務全般において、使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (5) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (6) 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。業務の一部を再委託する場合については、再委託する内容及び必要性等を組織委員会と事前に協議し、承諾を得ること。
- (7) 本業務の実施に起因する事故、トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し、解決すること。
- (8) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて組織委員会と受託者が協議して決めるものとする。